

第6回子どもの遊び場確保に関する検討会 議事要旨

日 時 平成 24 年 12 月 12 日 (水) 午後 7 時 00 分～午後 8 時 30 分
場 所 区役所研修室

議事日程

- 1 開会
- 2 検討事項
 - ・ 検討会報告書について
 - ・ 条例骨子案について
- 3 その他
- 4 閉会

出席委員 (8名)

上智大学文学部保健体育研究室教授 (研究室長)	師岡 文男
外神田五丁目栄町会	作道 泰明
千代田小学校PTA副会長	足立 陽子
お茶の水小学校PTA会長	飯田 加世子
公募区民	大野 智洋
九段小学校PTA会長、千代田区立 小学校PTAこども110番連絡会会長	久保寺 健郎
麴町地区の町会関係者	瀬谷 達郎
千代田区青少年委員会会長	谷 眞理子

出席区理事者 (3名)

子ども・教育部長	高山 三郎
子ども総務課長	高橋 誠一郎
道路公園課長	笛木 哲也

出席事務局 (3名)

子ども総務課係長	小宮 三雄
子ども総務課主任主事	橋場 広明
子ども総務課主事	岡本 翼

欠席委員（2名）

スポーツ推進委員	元安 晴香
麴町小学校副校長	渡邊 浩

欠席区理事者（2名）

企画調整課長	芝崎 晴彦
都市基盤整備担当部長	小山 淳
文化スポーツ課長	恩田 浩行

欠席事務局（0名）

議事日程

1 開会

⇒子ども総務課長より開会の挨拶があった。

2 検討事項

⇒事務局から検討会報告書・条例案骨子について、資料に基づき説明があった。

⇒基本条例についてはプレーパークを作ることが目的ではなく、地域で空き地等を利用して遊び場を確保していこうという考えのため、条文からは外している。別途、遊び場要綱という統一基準を作成し、個別には要領を作成することを考えていく必要がある。校庭の活用についても今後は考えられるが、試行の場所には、親子や近隣学校以外の子どもも来る例もあったので、当該学校の子ども以外が入りづらい校庭開放はまた別に考えておく必要がある。

⇒事務局からの説明後、各委員からの意見表明、質疑応答等があった。

※各委員からの意見表明、質疑応答等

●検討会報告書・条例案骨子について

- ・条例案骨子を見ていると、大人の視点ばかりで書かれている。子どもの視点で考えたことを条文にとり入れたほうがよいのではないか。
- ・地球温暖化対策条例を見た時に、子どもの言葉が反映されているのを見て非常によいと感じた。
- ・「自己責任」という表現についても「大人に迷惑をかけずに遊びます」といったような子どもの言葉で入れたほうがよい。
- ・「今後も遊び場を開催し」、というのはおかしい。「遊び場を設置する」という表現が正しいのではないか。

- ・骨子案の遊び場の定義として、「一定のルールの中に、自由に遊べる場所」とあるが、現状でも公園に一定のルールはある。本検討会では最低限のルールの中で自由に遊べるというニュアンスだったかと思う。最小限、最低限のルールを守るという考え方を明らかにすべきである。
 - ・骨子案の「環境を用意してあげることである」ではなく「用意することである」という表現の方が取り組みに対して積極的な感じがする。
 - ・P1の12行目「環境を用意してあげる」ではなく「用意すること」という表現の方がよい。
 - ・プレーリーダーやサブリーダーの権限や位置づけをある程度明確化したほうがよいのではないか。報告書内で度々でてくるが内容があいまいである。
- ⇒条例には盛り込まないが要綱を整備していく中で明確にする。また報告書のまとめにも、今後それらの役割を定義づけていく旨を盛り込んでいく。
- ・「遊ばせる」という表現より「遊びを支援する」という表現の方が子どもの意思を尊重しているように感じる。また任命者についても明確にするほうがよい。
 - ・現状プレーリーダー、サブリーダーとあることで、遊びを支援することを主な目的とするプレーリーダーが管理者のように感じてしまう。
 - ・プレーリーダーは「遊び相手」であって「ボランティア」ではない。
 - ・骨子の利用者の所で、「概ね小学生以下（12歳以下）の子ども及びその保護者」と表現してしまうのは限定しすぎではないか。
 - ・遊び場利用者の定義をどのようにするか。小学生以下までしかキャッチボールをできないことを厳密にすると、3月31日まで可能なものが4月からできなくなってしまうことになる。
 - ・子どもと保護者という限定の仕方ではなく、保護者（同伴者）という表現の方が兄弟の利用等、幅広く対応できる。
 - ・骨子案の利用者の責務に、「自由に遊ぶこととする」とあるが、責務ではなく権利のように見えるのではないか。
 - ・「基本的に自分の責任とする」という表現のほうがよいのではないか。
 - ・子ども向けの案内看板を作成する際には、子どもにとって分かりやすい表現にする必要がある。
 - ・あまり遊びにたいしての制限を掲示しすぎると、遊びを支援することと反対となってしまう。
 - ・遊びに怪我はつきものという考え方、自己防衛の考え方を浸透させていく必要がある。
 - ・20頁の「親が子ども同士の争いに介入しない」という表現はもう少し柔らかい表現の方がいいのではないか。（本当に止めたほうがよいケンカ等もあるため。）
 - ・「子どもの自主性を尊重し、大人が子どもに干渉しすぎない」という表現はどうか。
 - ・「子どもが自主的に遊べることを主旨とする」といった内容が今回の検討会のバックグ

ラウンドにあるということを入れたほうがよいのではないか。

- ・ 報告書の内容が全て大人の気持ちなので、子どもの気持ちをのせるべきである。

⇒ 試行運用から聞こえた子どもたちの声を盛り込んでいく。

- ・ 「区民の役割」で「ボランティアとして協力する」という表現より「自主的に協力する」といった表現がいいのではないか。
- ・ 「子どもが外遊びをすることに理解を示す」ということに関して、地域が子どもを育てるという意識を広げるため、子どもの遊びに伴う歓声や騒音等についての理解を求める内容を入れたほうがよい。

3 その他

4 今後のスケジュール

- ・ 今回の検討会の内容を早急に反映させ、報告書を完成させる。
- ・ 20日には報告書を区長に提出する。また、21日の首脳会議に報告書を提出し、庁内の意見を聞く。
- ・ 年内の議会報告を目指す。

5 閉会